



2025 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 アイダエンジニアリング株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 利彦
(コード：6118 東証プライム)
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理本部長
鶴川 裕光
(TEL. 042-772-5231)

株式給付信託（BBT）の報酬枠再設定に関するお知らせ

当社は、2017 年 6 月 19 日開催の第 82 回定時株主総会においてご承認いただき導入しております株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）について、本日開催の取締役会において、本制度における取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）の報酬枠を再設定する議案を 2025 年 6 月 25 日開催の第 90 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の報酬枠再設定について

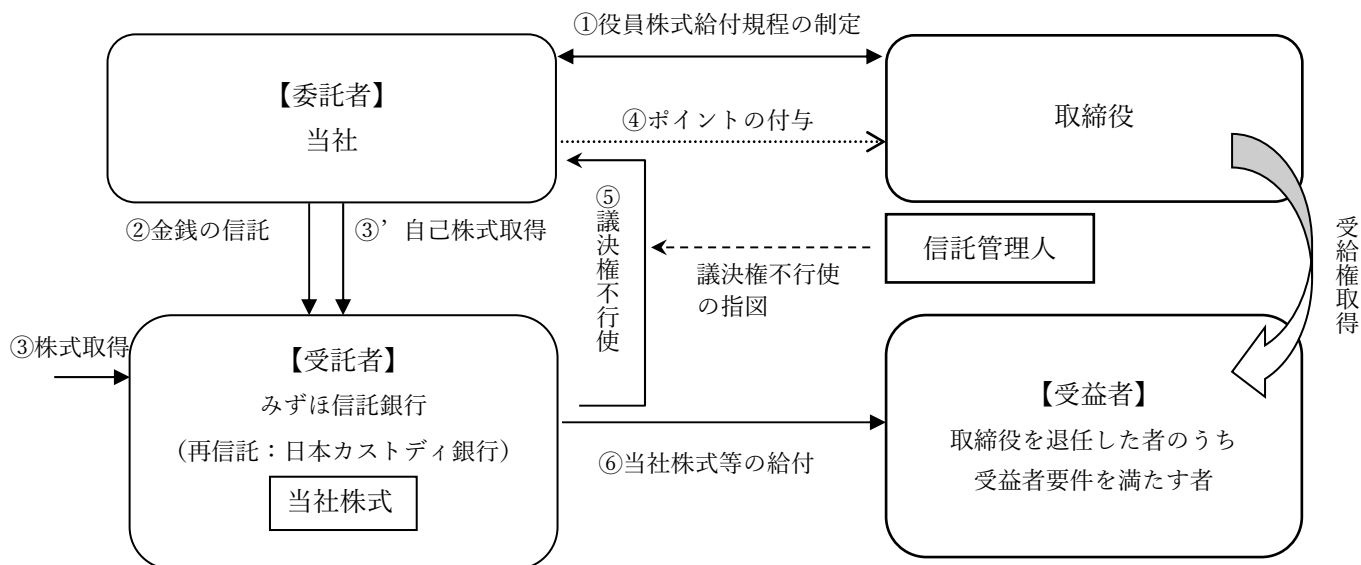
従前の本制度の報酬枠を再設定します（従前の本制度の内容につきましては、2017 年 5 月 12 日付で公表した「株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）。かかる再設定は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるとともに、株主の皆様との価値共有を一層進めることを目的としております。具体的には、上記報酬制度見直しの目的に鑑み、取締役の報酬全体に占める株式報酬の割合を高めつつ、より中長期的な株価上昇のインセンティブが働くよう、取締役に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の上限を 100,000 ポイントに引き上げるとともに、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭について金額上限を設けず、本制度に係る報酬の額の具体的な算定方法を定めることとするものであります。

2. 本制度の概要（下線は主な変更箇所を示します。）

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に對して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を当該取締役退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法（③'）により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。このとき、当該受託者が支給を受けることができる当社株式の一定割合について、「役員株式給付規程」に定める条件に従って、当社株式の当該取締役退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付することがあります。

（２）本制度の対象者

取締役（社外取締役を除く。）

（３）信託期間

2017年10月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

（４）信託金額

当社は、2018年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、105百万円の金銭

を本信託に拠出し、本信託を設定いたしました。当該金銭にて、当社株式 81,800 株を取得しています。また、2020 年 8 月に、72 百万円の金銭を拠出して当社株式 101,500 株を、2024 年 3 月に、72 百万円の金銭を拠出して当社株式 84,600 株を、それぞれ取得しております。

これらの対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。なお、下記（５）のとおり、各対象期間において本信託が取得する当社株式数の上限は 300,000 株となっているため、株式取得資金の原資として拠出する信託金額の総額は、対象期間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の最高値に 300,000 を乗じた金額が上限となります。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

（５）本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役に付与されるポイント数の上限は、下記（６）のとおり、1 事業年度当たり 100,000 ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は 300,000 株となります。当該取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（６）取締役に給付される当社株式等の数の算定方法とその上限

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の合計は、100,000 ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して設定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、取締役に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、取締役に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数 1,000 個の発行済株式総数に係る議決権数 618,123 個（2025 年 3 月 31 日現在）に対する割合は約 0.16%です。下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイントの合計数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（７）当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。このとき、

当該取締役が支給を受けることができる当社株式の一定割合について、役員株式給付規程に定める要件に従って、当社株式の当該取締役退任日時点での時価で換算した金額相当の金銭を給付することがあります。（この場合、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却することがあります。）なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会決議において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

（８）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（９）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

（１０）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（９）により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- | | |
|------------|--|
| ①名称 | : 株式給付信託（BBT） |
| ②委託者 | : 当社 |
| ③受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行） |
| ④受益者 | : 取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| ⑤信託管理人 | : 当社と利害関係のない第三者を選定 |
| ⑥信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ⑦本信託契約の締結日 | : 2017 年 10 月 31 日 |
| ⑧金銭を信託した日 | : 2017 年 10 月 31 日 |
| ⑨信託の期間 | : 2017 年 10 月 31 日から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。） |

以上